

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

「保健所等におけるエムボックス検査のガイドライン」の周知について」の一部訂正について

標記については、令和8年3月30日付「保健所等におけるエムボックス検査のガイドライン」の周知について」により通知したところですが、別添の記載に誤りがありましたので、別添のとおり差し替え願います。

なお、正誤については下記のとおりです。

正	誤
P 5 図1 受検者 図1 エムボックススクリーニング検査の基本的な流れ	P 5 図1 受験者 図1 エムボックススクリーニング検査の基本的な流れ
P 6 図2 受検者 図2 検査前説明・結果説明関連フローチャート	P 6 図2 受験者 図2 検査前説明・結果説明関連フローチャート
P 6 2. 3. 1 検査の受付 事前にホームページ等を通じてスクリーニング検査の案内を行い、受検希望者の受付を行う。なお、検査当日受付における検査を妨げるものではない。	P 6 2. 3. 1 検査の受付 事前にホームページ等を通じてスクリーニング検査の案内を行い、受験希望者の受付を行う。なお、検査当日受付における検査を妨げるものではない。

(別添)

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 30 日

令和 8 年 4 月 7 日最終改正

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

「保健所等におけるエムボックス検査のガイドライン」の周知について

平素より、感染症対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知、最終改正令和7年4月24日）に基づきエムボックス検査事業について実施いただいているところです。

今般、当該エムボックスの検査を保健所や自治体の検査・相談室で行うにあたり、円滑な実施を目的として、「保健所等におけるエムボックス検査のガイドライン（令和8年3月版）」を別添のとおり取りまとめたため、お知らせいたします。

なお、本ガイドラインは、保健所等でエムボックスのスクリーニング検査事業を実施する際に推奨されるものです。

また、当該事務連絡は、公益社団法人日本医師会宛てに情報提供しておりますことを申し添えます。

(別添)

○保健所等におけるエムボックス検査のガイドライン（令和8年3月版）